

ため池安全確保指針



平成 27 年 11 月

島根県農地整備課

はじめに

島根県には、大きな河川が少なく安定した水源の確保が困難なことから、古くからため池の水を水源として営農を継続してきた地域が数多くあります。

県内には平成26年4月1日時点で5,041箇所のため池があり、全国で12番目に多い県となっていますが、そのうち根本的な整備が行われたため池は250箇所（5%）に過ぎません。平成24年度にため池管理者に対して実施した、管理や利用実態等についてのアンケート調査の結果によると、近年草刈りなどの維持管理が実施されていないため池が3割以上、堤防洗掘などに対する補修が行われていないため池が8割程度あることや、農業用水として利用しなくなり廃止の希望があるため池が400箇所以上あるなど、ため池の保全に関する状況の変化が浮彫となりました。

こうした実態から、ため池の下流域での安心安全を確保するため、ため池の整備や応急補修を進めていくことと並行して、ため池の廃止や貯水位を常時低下させるための堤防開削も必要となってきております。

このため、島根県では平成25年度より団体営事業として県単ため池安全確保事業を創設し、ため池の応急補修の他、廃止などに取り組めるように制度創設を行いました。

この度、ため池の廃止、切下げにかかる設計・施工の基本的な考え方を取りまとめた「ため池安全確保指針」を制定し、ため池廃止等の実施事例を併せてとりまとめました。本指針が、ため池整備に携わる皆さんに十分活用され、本県の農村地域の安全確保に役立てば幸いです。

平成27年11月

島根県農林水産部農地整備課長

高橋 裕 司

目 次

第1章 一般事項

1-1	趣 旨	1
1-2	島根県のため池概要	2
1-3	「切開」と「切り下げ」の定義	5

第2章 調 査

2-1	ため池基礎データの整理	9
2-1-1	既存データの整理	9
2-2	気象データの収集整理	10
2-3	現地調査	10
2-3-1	上流域の確認	10
2-3-2	下流域の確認	10
2-4	地元聞き取り調査	11
2-5	環境調査	13

第3章 設 計

3-1	設計の基本事項	15
3-1-1	設計の手順	15
3-1-2	ため池の「切開」の場合	16
3-1-3	ため池の「切り下げ」の場合	16
3-1-4	ため池の防災容量について	17
3-2	水理計算	18
3-2-1	設計洪水量の算定	18
3-2-2	流下断面の算定	18
3-3	構 造	19
3-3-1	各断面の構造	19
	参考資料（降雨強度式）	24